

神戸市高齢者介護士認定制度の内容を見直し、要綱を改定しました

「神戸市高齢者施設介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の確保のために、平成23年度にできた神戸市独自の認定制度です。

制度発足から10年以上経過し、介護現場の状況や介護職員に求められるスキル等も変化してきました。

この度、現場のニーズに応えられるよう制度の内容を見直し、要綱の改定を行いました。

改定内容は以下の通りです。

1. 対象者の変更

介護職員の「3年で到達すべきレベル」を掲げ、3年以上5年未満の職員を対象としていましたが、経験年数に関わらず、介護従事者に求められるレベルが高くなっていることを鑑み、従事期間は問わないこととしました。

●要綱の改定

第2条

(1) 次条の対象職員に対し、市要綱に定める「3年で到達すべきレベル」(別紙1)に見合う内容の講習会を開催し受講させる。



(1) 次条の対象職員に対し、市要綱に定める「神戸市の介護職員に求められるレベル」(別紙1)に見合う内容の講習会を開催し受講させる。

第3条 認定事業にかかる対象職員は以下のとおりとする。

(1) 試験実施年の7月31日現在、神戸市内の高齢者施設・事業所で3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事している職員



(1) 神戸市内の高齢者施設・事業所で介護業務に従事している職員。なおかつ受験申込時からその年の9月1日現在まで同法人内の高齢者施設・事業所で継続して介護業務に従事していること。

2. 介護福祉士国家資格取得を目指して

●講習会は「介護福祉士実務者研修テキスト」を使用し、「神戸市の介護職員に求められるレベルに見合う」講義内容とします。

●認定試験は、60分(小作文あり)×5科目 ➡ 45分(小作文なし)×4科目+60分(小作文あり)に変更。

●出題方式は国家試験の設問形式を参考にした選択式を基本とします。

●自筆ノートの持ち込み科目はありません。

3. 外国人介護士への支援

●外国人で日本語に対する配慮が必要な方には、試験問題にふりがなを記載し、試験時間を通常の25%延長する(合計5時間)等の対応を行います。

<令和6年度以前の認定試験合格者で、認定を受けていない方について>

今回、認定対象者の法人内での介護業務の従事期間の要件が撤廃されました。そのことにより、認定試験合格者で、令和7年9月1日時点で、認定試験合格時と同一法人内で従事している方は認定の対象となります。

令和4年度以降の合格者で、合格当時3年未満のため認定を待機していた方については、9月以降事務局から在籍確認をさせていただき、今年度の合格者と同時に認定証を発行いたします。

認定試験合格時に経験年数5年以上だった方で認定証の発行を希望される方は、事務局宛ご連絡ください。

お問合せ先 神戸市介護サービス協会事務局 (担当：釜本・喜田)

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市社会福祉協議会 福祉事業課内

電話：078-271-5326 Fax：078-271-5366 E-mail：kaigo@with-kobe.or.jp